

## 「いじめの四層構造」再考 ～じつは傍観者=隠れた被害者なのでは?～

伊田 勝憲(本学教職研究科教授 臨床教育学、教育心理学)

このコラムをご覧の方々は、「いじめの四層構造」について聞きされた経験があると思います。一般に、①被害者、②加害者、③加害者を嘯し立てる観衆、そして④見て見ぬふりの傍観者という四層から成り、この構造を壊す仲裁者を育てることが課題とされています。学年が上がると傍観者が増えて仲裁者が減ること(抑止力低下)、いじめのあるクラスでは傍観者が多いことなどから、「傍観者ではダメだ、仲裁者になれ!」というメッセージが発せられてきたように思います。

しかしながら、傍観者が仲裁者になるのは決して簡単ではないでしょう。うまく仲裁できるか、他の級友から支持されるか、新たなターゲットにされないか、先生は守ってくれるのか、不安の種は尽きません。そもそも、これらの不安が払拭された安心・安全な学級風土・教室文化があれば、すでに仲裁者はたくさん育っているはずです。換言すれば、いじめが起きやすい条件と、仲裁者が登場しづらい条件はほぼ重なっているようにも思うのです。ゆえに、いじめが常態化している状況を放置したまま「傍観者ではダメだ!」という正論(?)を唱えても、想像以上に無力なのかもしれません。

そこで、制定から2023年でちょうど10年となる「いじめ防止対策推進法」に注目してみます。以下は第2条にある「いじめ」の定義です(下線・太字強調は伊田)。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ポイントは「心身の苦痛」ですので、加害の意図の有無に関わらず、たとえ善意からの行為であっても、法的にはいじめと認知されます(この点は賛否両論がありますが、あえて社会通念と異なる定義をしたことに本質的な意味があると伊田は考えています)。

さて、この法律の定義に照らしてみると、じつは傍観者と呼ばれている人たちが実際には被害者なのでは

ないかと思えてきます。すなわち、いじめらしき光景が傍観者の視界に入ってきた時点で、見たくない場面を見せられた(例:フラッシュバックの誘発、仲裁すべきか悩む等)という「心身の苦痛」が発生し、そのような光景を作ること自体が心理的な影響を与える行為と言えなくもないからです(これで傍観者がうつ病や不登校になった場合、同法第28条第1項により「重大事態」該当という見方もあり得る!?)。

実際、学校以外の場面では「目撃者=被害者」となるケースがあります。たとえば、見る人に不快感を与えるようなポスター等を職場内に貼る行為は「環境型ハラスメント」と呼ばれ、目撃者(見て不快に思った人)が被害者です。また、家庭における「面前DV」(子どもの前でのドメスティック・バイオレンス)は「心理的虐待」とされ、目撃者(子ども)が被害者です。この時、被虐待児に対して「傍観者ではダメだ!仲裁者になれ!」と求める大人はいないでしょう。もし子どもが自主的に仲裁を試みるケースはあるとしても、そのようなことを日常的に迫られる環境自体が過酷だと評されるはずです。それが、学校のいじめとなると、子ども同士とはいえ、時に大人よりも手強い「スクールカースト」上位者を相手に物申すような「仲裁者になれ!」と、当たり前のように対応を丸投げされかねないのです。

「傍観者ではダメだ、仲裁者になれ!」という要求には、「傍観者の被害者性」を大人自身が傍観(見て見ぬふり)して、被害者と傍観者の被害をともに増幅してしまうリスクがあると考えます。もし教師をはじめとする大人が仲裁者としてのロールモデルを示すなら、まずは、文字通りの被害者と、いわば「隠れた被害者」である傍観者をともに守り、その立ち位置を共感的に理解するところから始める必要があります。同時に、加害者と観衆についても、別の場面では(たとえば虐待等の)被害者かもしれないと想像する必要性を感じます。共生社会時代にふさわしい見立てのバージョンアップを一緒に考えてみませんか?